

旭市が発注する建設工事等の現場代理人に関する事務取扱要領の一部改正

改正前	改正後
<p>第3条 常駐を要せずに兼務することができるのは、請負金額が以下の条件を全て満たした場合とする。</p> <p>- 略 -</p> <p>(2) 兼務する<u>それぞれの工事の請負金額が4,000万円未満である</u>こと。</p>	<p>第3条 常駐を要せずに兼務することができるのは、<u>請負金額が500万円未満の工事または以下の条件を全て満たした場合</u>とする。</p> <p>- 略 -</p> <p>(2) 兼務する<u>それぞれの工事が建設業法施行令（以下「令」という。）第27条第1項に規定する工事に該当しない</u>こと。</p>
<p>第7条 <u>災害復旧工事のうち請負金額4,000万円未満の工事</u>に限り、第3条第3号の定めによる兼務ができる工事件数に加え更に1件の兼務をすることができるものとする。ただし、入札公告等で別に定めがある場合は、この限りではない。</p>	<p>第7条 <u>災害復旧工事で、令第27条第1項の規定に該当しないとき</u>は、第3条第3号の定めによる兼務ができる工事件数に加え更に1件の兼務をすることができるものとする。ただし、入札公告等で別に定めがある場合は、この限りではない。</p>